

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成25年度の保険料について

平成25年度の保険料は、平成24年中の所得金額と世帯の状況を基に算定を行い、決定します。「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。(詳細については、通知書に同封されているリーフレットでご確認ください)

被保険者証の一斉更新を行います

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成25年7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証(オレンジ色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は平成26年7月31日までの1年間です。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります)。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といいます。)の有効期限は、平成25年7月31日までです。

すでに「減額認定証」をお持ちの方で、平成25年度の住民税が非課税世帯の方には、新しい「減額認定証」を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

●「減額認定証」とは

住民税が非課税の世帯に該当する方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

なお、新たに交付を希望する場合は、役場健康福祉課で申請手続きが必要になります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、住民税非課税世帯の方であれば、「認定証」の交付を受けることで、さらにそれ以下の自己負担限度額が適用されます。

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、役場健康福祉課で申請手続きをしてください。

注1) 現在「認定証」をお持ちの方も、7月末日までに再度申請が必要です。

注2) 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》印鑑・被保険者証

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)



農業委員会からのお知らせ

土地改良区推薦の農業委員に変更がありました。(農業委員会法第12条第1項)

旧:山本 善臣 (垂水448番地)
任期 H24.7.20~H25.5.21
新:高畑 廣視 (下唐原1474番地2)
任期 H25.5.31~H27.7.19

■担当地区の変更

氏名	担当地区
重松 年三	大字垂水(上区、中区)
高畑 廣視	大字下唐原(西1区)
堀 睦男	大字下唐原(西2区)

農地を転用するときは農地法の許可が必要です。農地に関する相談・転用についての手続きや疑問は農業委員会へ

●問い合わせ先 産業振興課 農地係 TEL 72-3111(内線184)



65歳以上の方に介護保険料の決定通知書をお届けします

介護保険料の決定通知書は、8月上旬までに郵送します。保険料率は昨年度から変更がありませんが、町民税や所得の状況により9段階の所得段階で計算するため、ご本人や世帯の町民税の課税状況や所得などに変動がある場合は昨年度の保険料と変わることがあります。

また、介護保険制度では特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。納期を守って納付してください。

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)
福岡県介護保険広域連合 TEL 092-643-7055

7月21日(日)は、第23回 参議院議員通常選挙の投票日です

投票日に投票に行けない方は期日前投票ができます。今回の選挙は、私たちの願いを国政に反映させる大切な選挙です。必ず投票に行きましょう。

■投票日 7月21日(日) ■投票時間 7:00~20:00

■投票所(区域) 第1投票所 南吉富小学校講堂(垂水、宇野、吉岡、中村)
第2投票所 西吉富コミュニティセンター(矢方、緒方、成恒、大ノ瀬、ハツ並、安雲、尻高)
第3投票所 たいへいの里(大平支所)(西友枝、土佐井、東下、東上)
第4投票所 唐原コミュニティセンター(原井、百留、上唐原、下唐原)

■投票できる人

次の1および2の要件を満たし、本町の住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上登録されている人

1. 住所要件 平成25年4月3日までに本町に転入届を提出した人
2. 年齢要件 平成5年7月22日までに生まれた人

※なお、平成25年4月4日以降に他の市町村から本町に転入された方は、転入前の市区町村で投票してください。

■期日前投票 (投票日前に選挙人名簿登録地で行う投票)

投票日に仕事、レジャー、買い物などで投票所に行けない場合は、期日前投票を行うことができます。

1. 期間 7月5日(金)~20日(土)
2. 時間 8:30~20:00まで
3. 場所 上毛町役場 2階 第1会議室
4. その他 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

※不在者投票を行うことができる指定を受けている病院・施設などに入院・入所している方は、その病院、施設などに申し出てください。

●問い合わせ先 上毛町選挙管理委員会(役場総務課内) TEL 72-3111(内線113)

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

私たちの身の回りには、依然として差別が存在しています。なかでも同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるという、重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」として、誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として、全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力で、誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

○期間中の主な行事

啓発講演会 同和問題に対する講演会を実施します。 入場無料でどなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

期 日	7月7日(日)13:00~	期 日	7月13日(土)13:00~15:00
テ ー マ	第1部 13:00~『講演会「目からウロコの90分変わる教科書!見直される部落の歴史」』 イシタキ人権学研究所 所長 石瀧 豊美さん	テ ー マ	『口演「橋のない川」』
	第2部 15:00~ 識字学級・センター教室・ふれあい教室発表会	講 師	ひとり語りカタリーナ代表 向田 敬子さん
場 所	築上町文化会館「コマーレ」大ホール	場 所	豊前市市民会館 大ホール

県同和問題講演会

期 日 7月20日(土)13:30~16:20
会 場 クローバープラザ大ホール 春日市原町3丁目1-7
●第1部:同和問題講演会 『ぬくもりを感じて』 講師:中倉 茂樹さん(徳島県人権エンタメ集団「友輝」)
●第2部:映画 『三月三日の風 ~水平社誕生物語~』

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)
福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271